

錦町行財政改革大綱

(集中改革プラン)

平成17年度策定

1 基本方針

(1) 最重要課題としての行財政改革

国・地方を通じる行財政改革は、現下の最重要課題であります。錦町においても、厳しい行財政環境の中で、多様化する需要に対応し、地域社会の活性化と住民福祉の増進を図るためには、効率的な行政運営を行なっていかなければならないところであります。これまでも、職員数の削減、業務の民営化、事務の合理化等を行い、町政運営の効率化と経費節減に努めて参りました。

しかしながら、国の三位一体改革等により、地方分権の進展が更に加速される一方で、地方公共団体にとっては年々財源不足を余儀なくされているのが現状であります。

このような中、今後は、今までの適切な「経費削減」という考え方に、行政課題を明確にした上で、事業の徹底した見直し、そして限られた経営資源(人的資源、財的資源)の効果的な投資ということを加えて、行財政改革を推進する必要があります。

(2) 行財政改革推進に当たっての基本的事項

地方自治運営の基本原則に立ち返り、サービス精神と経営感覚に立脚した行財政改革を進めるものとします。

行財政改革の推進に当たっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で、住民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組むものとします。

また、今後地方分権の推進に伴い、地方公共団体が自ら判断する領域が拡大することから、各職員が自ら施策の方向や実施方法等を考え、行財政運営に当たるものとします。

行財政改革は、行政運営に関わるすべての職員が自らの問題として、取り組むことが望まれることから、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設けるよう努めるものとします。

行財政改革の推進に当たっては、全庁が一体となって取り組むと共に、町民を始め関係方面の理解と協力が得られるよう努めるものとします。

2 行財政改革推進上の主要事項

(1) 事務事業の見直し

全ての事務事業について、事業の優先度の峻別や重点化、効率化を行い、事業の廃止、縮小等の抜本的な見直しを行ないます。

厳しい財政状況の下、効率的、効果的な町政運営を行なうため、課題等を明確にした上で、予算等の重点配分を行なう。

[主な取組事項]

事務事業総点検や優先度の峻別や評価の低い事務事業の廃止又は縮小
予算編成における施策の重点化、効率化のための要求基準の明確化

[平成17年度～平成21年度までの具体的内容]

- 平成17年度 ・ 電話契約の見直し、高速道路使用料の見直し、口座振替制度の促進
- 平成18年度 ・ 指定金融機関の指定
・ 納期前納付報奨金の廃止 経済効果4年間で28,000千円
- 平成21年度まで ・ インターネットの利用促進、各種使用料の見直し
・ 行政評価を活用する仕組みの導入
・ 報酬、費用弁償、旅費の見直し

(2) 民間委託の推進

簡素で効率的な行政運営を行なうため、民間に委ねた方が効率的、効果的な事務については、費用対効果、コスト縮減、サービス向上の視点から、民間委託を推進します。

[主な取組事項]

公の施設の管理における指定管理者制度の導入
業務委託実施済み施設数 (平成17年度末 7施設)
全部直営施設数 (平成17年度末 3施設)
保育所の民間委託 (平成17年度末の町立保育所 4施設)
業務委託の推進

[平成17年度～平成21年度までの具体的内容]

- 平成17年度 ・ 業務委託職員 45名
- 平成18年度 ・ 中央保育所の民間委託、(4月1日)
・ 農産物直売所等の指定管理者制度導入 (4月1日)
・ 業務委託職員 45名

- 平成 21 年度まで
- ・ 町立保育所の民間委託推進
 - ・ 介護予防拠点施設について指定管理者制度導入検討
 - ・ 業務委託職員の活用

(3) 組織体制の見直し

成果を重視し、仕事の生産性を上げやすい組織体制を構築するため、課、係の規模の点検、見直しを行なう。

[主な取組事項]

関連、類似する業務や組織の再編、統合
附属機関の見直し

[平成 17 年度～平成 21 年度までの具体的内容]

- 平成 17 年度 ・ 窓口業務の業務委託
平成 21 年度まで ・ 組織改革の推進

(4) 財政援助団体等の見直し

財政援助団体等は、町の行政を補完したり、あるいは地域振興を担う組織として、これまで重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、社会経済情勢が大きく変化し、時代の変遷と共に、団体が実施している事業等についても、見直しが必要となっております。このため、団体自らも不断の努力による見直しを行なうよう要請し、効率的で健全な団体運営を指導、助言していきます。

[主な取組事項]

各種団体の運営改善

[平成 17 年度～平成 21 年度までの具体的内容]

- 平成 17 年度 ・ 団体への補助金一律 5 % カット 約 7 , 0 0 0 千円削減
平成 18 年度 ・ " "
- 平成 21 年度まで ・ 補助金削減策により 3 年度で約 1 8 , 0 0 0 千円削減

(5) 人件費の抑制

組織の見直し等と併せ、引き続き定員管理を推進していきます。

また、住民サービスの低下を招かないように、有効、適切に民間活力を導入し、簡素で効率的な組織体制を構築します。

[主な取組事項]

定員適正化計画の推進及び見直し

平成 21 年度末までに 120 人を目標

給与の適正化

[定員適正化計画の具体的内容]

平成 17 年度	正職員 7 名削減により職員数 130 名	経済効果	44,800 千円
平成 18 年度	正職員 5 名削減により職員数 124 名	経済効果	32,000 千円
平成 19 年度	正職員 2 名削減により職員数 122 名	経済効果	12,800 千円
平成 20 年度	正職員 2 名削減により職員数 120 名	経済効果	12,800 千円
平成 21 年度	正職員 0 名削減により職員数 120 名	経済効果	0 千円

[平成 17 年度～平成 21 年度までの給与の適正化]

- イ、退職手当の最高支給率の引き下げ
- ロ、管理職手当ての見直し
- ハ、時間外勤務手当ての削減
- ニ、勤務成績の評定の実施
- ホ、最高・枠外昇給の停止
- ヘ、特殊勤務手当ての見直し

(6) 人材の育成、確保

多様化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、職員の資質の向上に努め、研修の充実を図ります。

職員 1 人 1 人が政策評価等を通じ、各事業の目的、効果、課題を意識し、事業の見直しや事務改善に取り組み、効率的な業務の執行に努めることにより、職員のコスト意識及び経営感覚の醸成を図ります。

[主な取組事項]

人材育成基本方針の策定

人事交流の推進

独自研修の充実推進

[平成 17 年度～平成 21 年度までの具体的内容]

- 平成 17 年度 ・ 人材育成基本方針の策定、熊本市派遣 1 名、アカデミー研修 3 名
- 平成 18 年度 ・ 熊本市派遣 1 名、アカデミー研修 3 名
- 平成 21 年度まで ・ 研修の充実

(7) 公正の確保と透明性の向上

複雑、高度化する行政課題を的確に推進するには、住民の理解と協力が不可欠だという観点から、必要な情報を住民に、分りやすく、的確に提供できるようにします。
また、公明公正な行政運営に努め、住民サービスの向上を目指します。

[主な取組事項]

- 行政手続の簡略化
- 情報公開の推進
- 住民への情報提供の円滑化

[平成 17 年度～平成 21 年度までの具体的内容]

- 平成 17 年度 ・ 個人情報保護条例の制定
- 平成 18 年度 ・ 情報公開、個人情報保護の推進
 - ・ 区長への住民情報の提供促進
- 平成 21 年度まで ・ 情報公開、個人情報保護の推進

(8) 財政の健全化の推進

厳しい財政状況を克服し、必要な住民サービスの維持、充実を図るため、今まで以上の効率化を推進してまいります、
歳入にあっては、税収の確保や遊休町有地の売却促進等の当面の対策を行い、歳出にあっては、人件費、物件費、投資的経費を性質的に分けて一律に削減目標を設定し、財政の健全化を図ってまいります。

[主な取組事項]

- 自主財源の確保とそのための施策の推進
- 起債の長期的、計画的な運用
- 各施設の使用料等の見直し
- 各種補助金の見直しと的確な効果測定
- 遊休町有地の積極的な払い下げ
- 企画力を生かした新たな財源確保
- 人件費の削減

物件費の抑制

[平成17年度～平成21年度までの具体的内容]

- 平成17年度
 - ・ 費用弁償の見直し 年間 約2,900千円
 - ・ 町税及び使用料等の滞納者への助成カット
 - ・ 研修助成の上限設定
 - ・ 町立保育所の保育料の見直し 年間 約6,000千円
 - ・ 各種団体補助金の一律5%カット 年間 約7,000千円
- 平成18年度
 - ・ 庁舎清掃業務の見直し
 - ・ 遊休町有地の積極的な払い下げ
 - ・ 特別職給与等の引き下げ 年間 約5,000千円
 - ・ 各種団体補助金の一律5%カット 年間 約7,000千円
- 平成21年度まで
 - ・ 町税徴収本部の充実
 - ・ 旅費、費用弁償、報酬の見直し
 - ・ 正職員の削減による業務委託職員の有効活用
 - ・ 各種団体補助金の見直し
 - ・ 指定金融機関の指定により職員の削減
 - ・ 事務事業の整理合理化

(9) 公営企業の経営健全化

地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たすという重要な使命を負っております。

そこで、長期的・安定的な運営を図るために、中長期経営計画を策定し総点検を実施しながら、常に適正な措置を講じていかなければなりません。

[法非適用企業] 錦町特定環境保全公共下水道事業
錦町簡易水道事業

[主な取組事項]

定員管理・給与の適正化については、一般行政事業と一体となって推進する。

水道料金の見直し

下水道使用料の見直し

水洗化促進の強化

検針・収納業務の包括的委託

3 集中改革プランの推進期間

本プランは、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間とする。